

自 己 点 検 シ ー ト

（人員・設備・運営編）

介護老人福祉施設
地域密着型介護老人福祉施設
（介護予防）短期入所生活介護

（ユ ニ ッ ト 型）

施 設 名：

年 月 日：令和 年 月 日

担 当：

根拠となる法令・通知等	根拠の記載
<p>（指定介護老人福祉施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号） 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 21 号） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 268 号） 厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について（平成 12 年 11 月 21 日老振第 77 号・老健第 123 号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知） 指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について（平成 14 年 8 月 7 日老計発第 0807004 号厚生労働省老健局計画課長通知） 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号） 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知） 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年岡山市条例第 87 号） 介護保険法に基づき条例で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について（平成 25 年 3 月 27 日付け岡事指第 1224 号） 岡山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（岡山市規則第 100 号） 	<p>施設省令</p> <p>施設解釈通知</p> <p>21 号告示</p> <p>留意事項通知</p> <p>268 号告示</p> <p>77・123 号通知</p> <p>0807004 号通知</p> <p>46 号省令</p> <p>214 号通知</p> <p>施設条例</p> <p>施設条例解釈</p> <p>施設条例規則</p>
<p>（指定短期入所生活介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号） 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 19 号） 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年岡山市条例第 85 号） 介護保険法に基づき条例で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の基準等について（平成 25 年 3 月 22 日付け岡事指第 1221 号） 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（岡山市規則第 98 号） 	<p>居宅省令</p> <p>居宅等解釈通知</p> <p>19 号告示</p> <p>居宅条例</p> <p>居宅条例解釈</p> <p>居宅条例規則</p>
<p>（指定介護予防短期入所生活介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 35 号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知） 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例（平成 24 年岡山市条例第 90 号） 岡山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例施行規則（岡山市規則第 103 号） 	<p>予防省令</p> <p>通所介護費等の算定方法</p> <p>0317001 号通知</p> <p>予防条例</p> <p>予防条例規則</p>

根拠となる法令・通知等	根拠の記載
<p>（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）</p> <ul style="list-style-type: none"> 岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例86号） 介護保険法に基づき条例で規定された指定地域密着型サービス等及び指定地域密着介護予防サービス等の基準等について（平成25年3月22日付け岡事指第1213号） 岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（岡山市規則第99号） 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生省告示第126号） 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発0331004） 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号） 	<p>地密条例</p> <p>地密条例解釈</p> <p>地密条例規則</p> <p>126号告示</p> <p>老計発0331004</p> <p>地密省令</p>
<p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号） 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号） 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号） 厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号） 厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号） 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号） 厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号） 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月7日厚生労働省告示第419号） 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月30日厚生省告示第123号） 介護保険法第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号に規定する食費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第413号） 介護保険法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額及び同法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額（平成17年9月7日厚生労働省告示第414号） 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知） 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知） 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知） 	<p>法律</p> <p>規則</p> <p>適合する利用者等</p> <p>大臣基準</p> <p>施設基準</p> <p>通所介護費等の算定方法</p> <p>夜勤基準</p> <p>利用料等に関する指針</p> <p>特別な居室等の提供に係る基準等</p> <p>食費の負担限度額</p> <p>滞在費の負担限度額</p> <p>54号通知</p> <p>75・122号通知</p> <p>8号通知</p> <p>18号通知</p>

凡例

・広域特養・地域密着特養・短期共通事項 **ゴシック体**

広域特養・地域密着特養の共通事項 **ゴシック体**

短期のみの事項 **ゴシック体**

- ・短期の場合は、「入居者」を「利用者」に読み替える。
- ・予防の場合は、「要介護者」を「要支援者」に読み替える。
- ・地域密着特養のみ適用の条文は、地域密着のみと記載。

※赤：介護報酬の解釈2指定基準編 令和3年4月版

青：介護報酬の解釈1単位数表編 令和3年4月版

緑：介護報酬の解釈3QA・法令編 令和3年4月版

確認事項	適否	確認書類・根拠
第1 総則（一般原則）		
<p>1 暴力団員の排除【条例独自基準】</p> <p>法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該事業所を管理する者は、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員でないか。</p>	適否	施設条例第3条 居宅条例第3条 予防条例第3条 地密条例第3条 施設条例解釈第1-4(2) 居宅条例解釈第1-4(2) 地密条例解釈第1-4(3)
第2 基本方針		
<p>・事業運営の方針は、次の基本方針に沿ったものとなっているか。</p> <p>《基本方針》</p> <p>(1) ユニット指定介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しているか。</p> <p>(2) ユニット型指定介護老人福祉施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、地域包括支援センター居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(3) 地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加しているか。又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力しているか。 【条例独自基準】</p> <p>(4) 虐待防止責任者を設置しているか。</p> <p>(5) 従業員に対して、研修を実施する等の措置を講じているか。</p> <p>(6) 科学的介護情報システム LIFE に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用しているか。</p> <p>(7) 虐待を発見した場合は、地域包括支援センター等に通報しているか。</p> <p>(8) ユニット型指定介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）は、生計困難者等に指定介護福祉施設サービスの提供を行うに当たり、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の適用を受け、指定介護老人福祉施設における施設サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る利用者負担額についての軽減を実施するよう努めているか。 【条例独自基準】</p>	適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否	【赤 288, 777, 921, 1273】 施設条例第45条, 第4条 居宅条例第172条 予防条例第156条 地密条例第181条 施設条例解釈第1-5(1) 居宅条例解釈第1-4(2), (4) 地密条例解釈第1-4(3), (5) ・定款、寄附行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
<p>＜短期入所生活介護＞</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	適否	

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p><介護予防短期入所生活介護> ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。</p> <p><指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護> (1) <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとなっているか。</u> (2) <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、本市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</u></p> <p>・運営規程、パンフレット、その他利用者に対する説明文書は、法令、規則等に違反した内容となっていないか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	
<p>第3 人員に関する基準</p>		<p>【赤 257,734,881,1261】</p>
<p>1 医師 (1) 健康管理・療養上の指導を行うために必要数を配置しているか。 <u><地域密着のみ></u> <u>ただし、サテライト型居住施設の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入居者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</u> <u>指定地域密着型介護老人福祉施設に指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合においても同様である。</u></p>	<p>適否</p>	<p>施設条例第 5 条 居宅条例第 150 条 予防条例第 133 条 地密条例第 153 条 留意事項通知第 2-2(3) ・運営規程 ・勤務表</p>
<p>2 生活相談員 (1) 入居者 100 に対して又はその端数を増すごとに 1 人以上配置しているか。 (2) 常勤であるか。 <u>定員 20 人未満の併設事業所においては、この限りではない。</u> <u><サテライト型施設></u> <u>常勤のものとするのは常勤換算方法で 1 以上とする。また、本体施設の入所者及びサテライト型施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型施設に生活相談員を置かないことができる。</u> (3) 社会福祉法第 19 条第 1 項各号に該当する者又は同等以上の能力を有すると認められる者か。（同等以上の能力を有すると認められる者とは、介護支援専門員とする。） 【条例独自基準】</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 257.734.881.1261】</p> <p>施設条例規則第 2 条 居宅条例規則第 6 条 予防条例規則第 6 条 地密条例規則第 5 条 施設条例解釈第 2-1 居宅条例解釈第 2-8(1) 地密条例解釈第 2-6(1)準用</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠												
<p>3 介護職員又は看護職員</p> <p>(1) 常勤換算方法で、入居者の数が3又はその端数が増すごとに1人以上配置しているか。</p> <p>(2) 看護職員の員数は常勤換算方法で次のとおりか。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>入居者数</td> <td>30以下</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30超50以下</td> <td>2以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50超130以下</td> <td>3以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>130超</td> <td>3に「入居者数130を超えて50又はその端数が増すごとに」1を加えて得た数以上</td> </tr> </table> <p>(3) <地域密着のみ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。 ・介護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。 <p>(定員20人未満の併設事業所にあつては、この限りではない。)</p>	入居者数	30以下	1以上		30超50以下	2以上		50超130以下	3以上		130超	3に「入居者数130を超えて50又はその端数が増すごとに」1を加えて得た数以上	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 257, 734, 881, 1262】</p>
入居者数	30以下	1以上												
	30超50以下	2以上												
	50超130以下	3以上												
	130超	3に「入居者数130を超えて50又はその端数が増すごとに」1を加えて得た数以上												
<p>4 看護職員</p> <p>(1) ・看護職員のうち1人以上は常勤の者を配置しているか。</p> <p>(併設事業所にあつては、この限りではない。)</p> <p><地域密着のみ></p> <p>ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤のものとするのは常勤換算方法で1以上とする。</p> <p>(2) 看護職員について配置基準のない事業所において、看護職員を配置していない場合、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（以下病院等）との密接な連携により看護職員を確保しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院等の看護職員が必要に応じて利用者の健康状態の確認を行っているか。 ・病院等において、短期入所生活介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などが確保されているか。 ・短期入所生活介護事業所において、病院等からの適切な指示等を受けることができる体制が確保されているか。 ・病院等及び短期入所生活介護事業所と連携を行う看護職員が十分な休憩時間を確保できるように徹底しているか。 	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 257, 734, 881, 1262】</p>												
<p>5 栄養士又は管理栄養士</p> <p>(1) 1人以上配置しているか。</p> <p><広域型介護老人福祉施設></p> <p>ただし、入居定員が40人を超えない施設（地域密着は除く）にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入居者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かなくても差し支えない。</p> <p><地域密着型介護老人福祉施設></p> <p>他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p> <p><サテライト型施設></p> <p>本体施設の入所者及びサテライト型施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型施設に栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 257, 734, 881, 1261】</p>												

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>＜短期入所生活介護＞</p> <p>入所定員が40人を超えない短期入所生活介護については、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かなくても差し支えない。</p>		
<p>6 機能訓練指導員</p> <p>(1) 1人以上配置しているか。</p> <p>＜サテライト型施設＞</p> <p>本体施設の入所者及びサテライト型施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型施設に機能訓練指導員を置かないことができる。</p> <p>(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者であるか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 257, 734, 881, 1262】 施設条例規則第3条 居宅条例規則第7条 予防条例規則第7条 地密条例規則第6条 施設条例解釈第2-1 居宅条例解釈第2-8(1) 地密条例解釈第2-6(1)準用 ・免許証等(写)</p>
<p>7 介護支援専門員</p> <p>(1) 専らその職務に従事する常勤の者を1人以上配置しているか。 <u>入居者数が100又はその端数が増すごとに1を標準とする。(増員分については、非常勤でも可)</u></p> <p>＜サテライト型施設＞</p> <p>本体施設の入所者及びサテライト型施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、サテライト型施設に介護支援専門員を置かないことができる。</p> <p>(2) <u>当該施設の常勤の介護支援専門員は、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていないか。</u> <u>ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。</u></p> <p>☆ 指定短期入所生活介護事業併設等の場合</p> <p>〔空床利用〕</p> <p>(1) 従業者の員数は利用者を入居者としてみなした場合における、施設として必要な数以上となっているか。</p> <p>〔併設の場合〕</p> <p>(1) 生活相談員、介護職員又は看護職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体施設の入居者数と併設事業所の利用者数とを合算した数について常勤換算方法により必要とされる数となっているか。 ※看護職員数の算定については算定根拠となる入居者数等を施設と事業所のそれぞれについて区分して行う。 ※医師、栄養士、機能訓練指導員については、併設本体施設に配置されている場合であって当該施設の事業に支障がない場合は兼務可。 	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 257, 734, 881, 1262】 ・専門員証等(写)</p> <p>居宅条例第150条第2項 留意事項通知第2-2(3)③ 0317001号通知第2-8(3)③ 【青 321, 1018, 1019】 【赤 23～25, 190～192, 536～540, 652～654, 930】</p>
<p>8 入居者数の算定</p> <p>従業者の員数を算定する場合の入居者の数は、前年度の平均値としているか。新規に指定を受けた場合は、適正な推定数により算定しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【赤 39, 447, 883】</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>第4 設備に関する基準 [設備については全て現場確認]</p> <p>＜指定短期入所生活介護のみ＞</p> <p>事業所の建物は耐火建築物であるか。</p> <p>ただし、居室等を2階及び地階のいずれにも設けていない場合、又は居室を2階及び地階に設けている場合であって、以下の3つの要件の全てを満たしている場合は、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 消防長又は当該事業所の所在地を管轄する消防署長と相談の上、非常災害対策計画に利用者の円滑かつ迅速な非難を確保するために必要な事項を定めていること。</p> <p>(2) 非常災害対策計画に従い、昼間及び夜間において訓練を行うこと。</p> <p>(3) 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民との連携体制を整備すること。</p>	<p>適 否</p>	<p>【赤 289, 1273】 居宅条例第 173 条</p>
<p>1 利用定員等</p> <p>・ユニット型指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上としているか。</p> <p>※ただし、居宅条例第 150 条第 2 項の適用を受ける特別養護老人ホーム（空床型）の場合にあっては、この限りではない。また、併設事業所の場合にあっては、一体的に運営される場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、利用定員が20人未満でも差し支えない。</p>	<p>適 否</p>	<p>【赤 294(123), 1276(1263)】 施設条例第 46 条 居宅条例第 173 条 予防条例第 157 条 地密条例第 182 条 居宅条例第 152 条準用 予防条例第 135 条準用</p>
<p>2 居室</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人となっているか。 ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられているか。</p> <p>【令和3年4月1日以降に新設した施設】</p> <p>(※R3年4月以降に増築・全面改築した部分を含む)</p> <p>・一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとしているか。</p> <p>・各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められるか。</p> <p>(経過措置)</p> <p>・定員が10人を超えるユニットの場合、ユニット型施設の配置基準を満たした上で、介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としているか。</p> <p>【令和3年4月1日時点の既存施設】</p> <p>・一のユニットの入居定員は、概ね10人以下としているか。 ただし、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が10人を超えるユニットも差し支えない。 なお、この場合にあっては、次の2つの要件を満たしているか。</p> <p>①入居定員が10人を超えるユニットにあっては、「概ね10人」と言える範囲内の入居定員であるか。</p> <p>②入居定員が10人を超えるユニットの数は、当該施設の総ユニット数の半数以下であるか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 290,778,922,1274】 施設条例規則第 4 条 居宅条例規則第 9 条 予防条例規則第 9 条 地密条例規則第 8 条 ・平面図 ・運営規程 ・指定申請、変更届（写）</p> <p>施設条例令和 3 年附則 5</p> <p>施設条例令和 3 年附則 6</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>【平成15年4月1日時点の既存施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建設中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合にあっては、上記②の要件は適用しない。 平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（建設中のものを含む。）が同日において現にユニットを有している（建築中のものを含む。）場合は、上記①及び②は適用しない。ただし、当該ユニットが改築されたときは、この限りではない。 <p>(3) ユニット型個室における一の居室の床面積は、10.65㎡以上を標準としているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、(2)のただし書の場合にあっては、21.3㎡以上としているか。 <p>(4) ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合におけるユニット型準個室の一の居室の床面積は10.65㎡以上であるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ただし、(2)のただし書の場合にあっては、21.3㎡以上を標準としているか。 天井と壁との間に一定の隙間が生じていることは差し支えないが、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されているか。 <p>(5) ブザー又はこれに代わる設備が設けられているか。</p> <p>(6) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。</p> <p>(7) 特別な居室を設ける場合は、当該居室数が定員数の概ね50%以下であり、かつ当該費用を運営規程に定めているか。</p>	<p>適否</p>	<p>施設条例平成25年附則</p>
<p>3 共同生活室</p> <p>(1) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同生活室は、次の2つの要件を満たしているか。 <ol style="list-style-type: none"> 他のユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるか。 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されているか。 <p>(2) 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準としているか。</p> <p>【経過措置】</p> <p>平成15年4月1日に現に法第48条第1項第1号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設（同日以後に増築又は改築された部分を除く。）の場合は、「2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準」を「当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。</p> <p>(3) 必要な設備及び備品を備えているか。 （テーブル、椅子、簡易な流し・調理設備等）</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 292, 778, 922, 1275】</p> <p>施設条例平成25年附則8</p>
<p>4 洗面設備</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。</p> <p>(2) 要介護者が使用するのに適したものであるか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 292, 922, 778, 1275】</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>5 便所</p> <p>(1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けているか。</p> <p>(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。 ・要介護者が使用するのに適したものであるか。</p>	<p>適否 適否 適否</p>	<p>【赤 292, 922, 778, 1275】</p>
<p>6 浴室</p> <p>(1) 浴槽は1つであるか。</p> <p>(2) 脱衣室は、浴室と扉及び壁で仕切られているか。</p> <p>(3) 脱衣室、浴室の扉は、プライバシーを確保するに足りる適切な素材を用いているか。【条例独自基準】</p> <p>(4) 脱衣室は、廊下又は広間に直接面して設けているか。【条例独自基準】</p> <p>(5) 浴室ごとに脱衣室を設けているか。【条例独自基準】 ただし、要介護者等が一の脱衣室を利用している際は、他の要介護者等を入室させない等、プライバシーを確保するために必要な措置を行う場合は、一の脱衣室を複数の浴室の兼用とすることができる。</p> <p>(6) ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。</p> <p>(7) 要介護者が入浴するのに適したものであるとしているか。</p>	<p>適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否</p>	<p>【赤 292, 922, 779, 1275】 施設条例規則第5条 居宅条例規則第11条 予防条例規則第11条</p>
<p>7 医務室</p> <p>(1) 診療所としているか。</p> <p>(2) ・必要な医薬品、医療用具は整っているか。 ・必要に応じて臨床検査設備を設けているか。</p> <p><地域密着のみ> ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品、医療機器を備えほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りる。</p>	<p>適否 適否 適否</p>	<p>【赤 290, 922, 779, 1274】 ・診療所開設許可書 ・医薬品に関する台帳 ・備品に関する台帳</p>
<p>8 廊下幅</p> <p>(1) 1.8m以上、ただし、中廊下は2.7m以上となっているか。 廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5m以上（中廊下は、1.8m以上）として差し支えない。</p> <p><地域密着のみ> 1.5m以上、ただし、中廊下は1.8m以上となっているか。</p> <p>※ 地域密着型介護老人福祉施設併設の（介護予防）短期入所生活介護の場合は、本体施設である地域密着型介護老人福祉施設に必要とされる廊下幅以上あればよい。【条例独自基準】</p>	<p>適否 適否</p>	<p>【赤 293, 922, 779, 1275】 アルコーブ等</p>
<p>9 消火設備</p> <p>(1) 消防法その他の法令等に規定された消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を確実に設置しているか。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 293, 799, 922, 1275】</p>
<p>10 その他</p> <p>(1) 上記に掲げる設備は、専ら当該介護老人福祉施設の用に供しているか。 ただし、入居者に対する指定介護福祉サービスの提供に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>(2) 【面積又は数の定めのない設備】 ・利用者のため必要な数が設置されているか。</p> <p>(3) 廊下、共同生活室、便所等に常夜灯を設けているか。</p> <p>(4) 階段の傾斜は緩やかであるか。</p> <p>(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りではない。</p>	<p>適否 適否 適否 適否 適否</p>	<p>【赤 293, 779, 923, 1275】</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>第5 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意（準用）</p> <p>(1) ・重要事項を記した文書を交付して説明しているか。 ・旧措置入所者に対しても同様に説明しているか。 ・重要事項を記した文書に不適切な事項や漏れはないか。 ①運営規程の概要 ②従業者の勤務の体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ・サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p>	<p>適否 適否 適否 適否 適否</p>	<p>【赤 301(262),787(741),933(887),1278(1265)】 施設条例第 7 条準用 居宅条例第 154 条準用 予防条例第 137 条準用 地密条例第 9 条準用 施設条例解釈通知 4-2 【説明・同意の方法手順等を確認】 ・説明文書 ・入居申込書 ・同意に関する書類 (1)③、④、同意書面</p>
<p>2 指定（介護予防）短期入居者生活介護の開始及び終了（準用）</p> <p>(1) 指定（介護予防）短期入居者生活介護事業者は、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入居者生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な介助に努めているか。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期生活介護を提供するに当たっては、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないように、当該利用者に係る居宅支援事業者等との密接な連携に努めているか。【条例独自基準】</p>	<p>適否 適否</p>	<p>【赤 301(262),1278(1265)】 居宅条例 155 条準用 予防条例第 138 条準用</p>
<p>3 提供拒否の禁止（準用）</p> <p>(1) 正当な理由なく提供を拒んでいないか。 ※正当な理由の例 ①入院治療の必要がある。 ②適切なサービスを提供することができない。 ③事業所現員からは利用申込に応じきれない。 ④居住地が通常の事業の実施地域外。 ・要介護度や所得の多寡を理由に提供を拒んでいないか。</p>	<p>適否 適否</p>	<p>【赤 301(263),787(741)933(889),1278(1268)】 施設条例第 8 条準用 居宅条例第 9 条準用 予防条例第 51 条の 3 準用 地密条例第 10 条 準用 ・入居申込書 ・入居申込受付簿 ・要介護度の分布がわかる資料</p>
<p>4 サービス提供困難時の対応（準用）</p> <p>(1) 自ら便宜を供与することが困難な場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業所、適切な病院、診療所、介護老人保健施設、医療院を紹介する等適切な措置を講じているか。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 301(263),787(742)933(888),1278(1220)】 施設条例第 9 条準用 居宅条例第 10 条準用 予防条例第 51 条の準用 4 地密条例第 155 条 ・紹介の記録</p>
<p>5 受給資格等の確認（準用）</p> <p>(1) ・サービス提供を求められた場合、以下の要件を被保険者証によって確認しているか。 ①被保険者資格 ②要介護認定等の有無 ③要介護認定等の有効期間 ・確認した後は、入居者へ被保険者証を返却しているか。</p> <p>(2) 認定審査会意見が記載されているときは、それに配慮したサービスを提供するよう努めているか。</p>	<p>適否 適否</p>	<p>【赤 301(263),787(742)933(889),1278(1220)】 施設条例第 10 条準用 居宅条例第 11 条準用 予防条例第 51 条の準用 5 地密条例第 12 条準用 ・施設サービス計画書 ・入居者に関する記録</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>6 要介護（要支援）認定の申請に係る援助（準用）</p> <p>(1) 要介護認定を受けていない場合は、説明を行い、必要な援助を行っているか。 ※必要な援助とは ①要介護認定を受けていないことを確認した場合には、既に申請が行われているかどうかを確認する。 ②入居申込者の意思を踏まえ、申請を促す。</p> <p>(2) 要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(264),787(742) 933(889),1278(1220)】 施設条例第 11 条準用 居宅条例第 12 条準用 予防条例第 51 条の 6 準用 地密条例第 13 条準用 ・入居者に関する書類</p>
<p>7 入退居（準用）</p> <p>(1) 入居対象に適した者であるか。</p> <p>(2) 入居申込者の数が、入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めているか。 なお、こうした優先的な入居の取扱いについては、透明性及び公平性が求められることに留意しているか。</p> <p>(3) 入居に際して、入居申込者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握に努めているか。（本人・家族との面談等）</p> <p>(4) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により定期的に協議しているか。</p> <p>(5) 居宅での介護が可能と判断される場合、入居者及びその家族等の希望、退居後の環境等を勘案し、円滑な退居のため必要な援助を行っているか。</p> <p>(6) 入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他サービス提供者等との密接な連携に努めているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(264),787(743), 933(889),1278(1220)】 施設条例第 12 条準用 地密条例第 156 条準用 ・入居者に関する書類 ・入所指針 ・入居申込書 ・受付簿 ・入居順位名簿 ・入所検討委員会議事録 [把握方法を確認] ・協議に関する記録 ・相談、助言、紹介等の記録 ・情報提供の記録 (2)は 0807004 号通知 (2)尚書、(6)は 43 号通知</p>
<p>8 サービスの提供の記録（準用）</p> <p>(1) 入退居の記録を被保険者証に記載しているか。 記載事項 ①入居年月日 ②入居施設の種類及び名称 ③退居年月日</p> <p>(2) ・利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に提供日及び内容が記録されているか。 ・居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額は記載されているか。 ・その他必要な事項は記載されているか。</p> <p>(3) ・サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 ・当該記録を5年間保存しているか。【条例独自基準】</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(265),787(744), 933(890),1278(1221)】 施設条例 13 条準用 居宅条例第 19 条準用 予防条例第 51 条の 13 準用 地密条例第 157 条準用 ・入居者に関する書類 ・サービス計画書</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
9 利用料等の受領		【赤 294,780,926,1276】 施設条例第 47 条 居宅条例第 175 条 予防条例第 159 条 地密条例第 183 条 75・122 号通知 利用料等に関する指針 特別な居室等の提供に係る 基準等 54 号通知 54 号通知別紙(7)③ ・運営規程 ・サービス計画書 ・領収証控 ・送迎日誌
(1)〔法定代理受領サービスに該当する場合〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 割相当額の支払いを受けているか。（平成 27 年 7 月 31 日まで） 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 割、2 割又は 3 割相当額の支払いを受けているか。（平成 27 年 8 月 1 日以降） 	適否	
（※旧措置入所者の特例あり）		
(2)〔法定代理受領サービスに該当しない場合〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 割相当額の支払いを受けているか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 	適否	
(3)〔居住費・食費〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者と施設の契約に関する「指針」に沿って適正な契約が行われているか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住費は居住環境に応じて適切に設定されているか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住費の設定に当たっては、施設の建設費用（修繕・維持管理費用等を含み、公的助成の有無も勘案）が勘案されているか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> また、近隣の類似施設の家賃及び光熱水費の平均的費用が勘案されているか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食費の設定に当たっては、「食材料費」＋「調理費」相当額を基本として適切に設定されているか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住費・食費が「特別な室料」と「特別な食費」と明確に区分されているか。 	適否	
(4)〔特別な居室料・特別な食事料の支払を受けている場合〕		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者等が選定する特別な居室・特別な食事の提供に係る利用料は基準等に沿って適正な契約が行われているか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な居室の施設、設備等が利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を入居者等から受けるのにふさわしいものであるか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な居室の提供が、入居者等への情報提供を前提として入所者等の選択に基づいて行われているか。 	適否	
(5)〔その他の費用の支払を受けている場合〕		
① 通常の事業の実施地域以外の利用者から送迎に要する費用の支払いを受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	適否	
② 理美容代の支払を受けている場合は、運営規程に従い適正に徴収されているか。	適否	
③ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、支払を受けることができないもの（保険給付の対象となっているサービス）はないか。	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜の中で、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けていないか。 	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。 	適否	
（積算根拠は明確にされているか。）	適否	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「預り金の出納管理に係る費用」の支払を受けるとは、厚生省通知の要件を満たしているか。 	適否	

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(6) ・ (3) から (5) までの支払いを受ける場合には、その内容及び費用について、入居者又はその家族に対して事前に文書を交付して十分な説明を行い、同意を得ているか。</p> <p>・ 上記の同意は、文書に利用者等の署名を受けることにより行っているか。</p> <p>・ 「その他の日常生活費」とは区分される費用についても同様の取扱いとしているか。</p> <p>(7) ・ 利用料等の支払いを受けた都度、領収証を交付しているか。</p> <p>・ 「預り金」による精算を実施している場合についても、同様の領収証及び出納の内訳を示す文書を交付しているか。</p> <p>・ 課税の対象外に消費税を賦課していないか。</p> <p>(8) 領収証については、</p> <p>① 保険給付に係る 1 割負担、2 割又は 3 割負担部分と</p> <p>② 除給付対象外のサービス部分（個別の費用ごとに明記したもの）に分けて記載しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>10 保険給付の請求のための証明書の交付（準用）</p> <p>〔法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合〕</p> <p>(1) 適切に内容（サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項）を記したサービス提供証明書を交付しているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【赤 301 (267), 787 (746) 933 (893), 1278 (1222)】</p> <p>施設条例第 15 条準用</p> <p>居宅条例 21 条準用</p> <p>予防条例第 52 条の 2 準用</p> <p>地密条例第 22 条準用</p> <p>・ サービス提供証明書(控)</p>
<p>11 指定（地域密着型）介護福祉施設サービス（指定短期入所生活介護）の取扱方針</p> <p>(1) 施設サービス計画（短期入所生活介護計画）に基づき、入居者の日常生活を支援するものとして行われているか。</p> <p>(2) 各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮しているか。</p> <p>(3) 入居者のプライバシーの確保に配慮しているか。</p> <p>(4) 入居者の心身の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。</p> <p>(5) 施設サービス計画（短期入所生活介護計画）の目標等処遇上必要な事項（サービスの提供方法等）について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(6) 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 296,782,927,1278】</p> <p>施設条例第 48 条</p> <p>居宅条例第 176 条</p> <p>地密条例第 184 条</p> <p>・ 入居者に関する書類</p> <p>・ 処遇に関する日誌</p> <p>・ 施設サービス計画書</p> <p>・ 行事、日課予定表</p> <p>・ 身体拘束に関する記録</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>☆身体拘束禁止の対象となる具体的行為</p> <p>① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレールで囲む）。</p> <p>④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。</p> <p>⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。</p> <p>⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。</p> <p>⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。</p> <p>⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。</p> <p>⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。</p> <p>⑪ 自分の意志で扉を開けることのできない居室等に隔離する。</p> <p>(6) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。 身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。 <p>(※記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない場合は「身体拘束廃止未実施減算」となり、改善計画の提出及び改善状況の報告が必要となる。)</p> <p>(7) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(8) 多様な評価の手法を用いてその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表に努めなければならない。 【条例独自基準】</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>身体拘束ゼロへの手引き</p>
<p>1 2 施設サービス（短期入所生活介護）計画の作成（準用）</p> <p>(1) <u>施設サービス計画の作成に関する業務を介護支援専門員が行っているか。</u></p> <p>(2) <u>施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めているか。</u></p> <p>(3) <u>施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱えている問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。</u></p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(268), 787(748) 933(895), 1279(1269)】 施設条例第 17 条準用 居宅条例第 158 条準用 予防条例第 148 条準用 地密条例第 160 条準用 〔作成方法等について確認〕 ・ 運営規程 ・ 職務分担表 ・ 入居者の能力、環境等を評価した書類 ・ 協議の記録 ・ 施設サービス計画の原案 ・ 施設サービス計画書</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
(4) (3)に規定する解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 ・計画担当介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努めているか。	適 否	
(5) アセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しているか。 ・施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等を行っているか。	適 否	
(6) サービス担当者会議（入居者に対する施設サービスの提供に当たる医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士等の介護及び生活状況等に関係する担当者（以下(11)までにおいて「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ・サービス担当者会議をテレビ電話装置等を活用して行い、入所者又はその家族が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用について、入所者又はその家族の同意を得ているか。	適 否	<ul style="list-style-type: none"> ・短期入所生活介護計画書 ・居宅サービス計画書
(7) 施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ているか。 当該説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、いわゆる施設サービス計画書の第1表及び第2表（「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）に示す標準様式を指す。）に相当するものを指すものである。 また、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得ることを義務づけているが、必要に応じて入居者の家族に対しても説明を行い同意を得ることが望ましい。	適 否	
(8) 施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しているか。	適 否	
(9) 施設サービス計画の作成後の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行っているか。 ・必要に応じて施設サービス計画の変更を行っているか。	適 否	
(10) (9)に規定する実施状況の把握（モニタリング）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に入居者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	適 否	
(11) 次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。 ① 入居者が要介護更新認定を受けた場合 ② 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	適 否	
(12) (9)に規定する施設サービス計画の変更についても、(2)から(8)までの規定を準用して行っているか。	適 否	

確認事項	適否	確認書類・根拠
(7) 離床、着替え、整容など入居者の心身状況に応じた日常生活上の世話を適切に行っているか。 (8) ・常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。 （ただし、広域特養においては、常勤でなければならない。） ・夜間を含め適切な勤務体制を定めているか。 <u>2以上の勤務体制を組む場合は、各々において常時1人以上の常勤の介護職員を配置（広域特養のみ）</u> (9) 入居者に対し、その負担により、従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	適否 適否 適否 適否	
14 食事		【赤 297, 784, 929, 1279】
(1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。 (2) 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っているか。 (3) ・食事は、適切な時間に提供されているか。夕食は、午後5時以降となっているか。（午後6時以降とすることが望ましい。） ・入居者が心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要時間を確保しているか。 (4) ・入居者の意思を尊重しつつ、共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。 ・その際、共同生活室で食事を摂るよう強制していないか。 (5) ・調理は、あらかじめ作成された献立表に従っているか。 ・実施状況が明らかにされているか。 <u>(6) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けているか。</u> (7) 業務の委託を行っている場合は、管理者が業務上必要な注意を果たし得る体制と契約内容により、食事サービスの質が確保されているか。	適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否 適否	施設条例第 50 条 居宅条例第 178 条 予防条例第 166 条 地密条例第 186 条 老計発 0331004 保護施設等における調理業務の委託についてS62.3.9 社施 38 号厚生省社会局長・児童家庭局長通知 ・献立表 ・嗜好に関する調査 ・残食(菜)の記録 ・業者委託の場合契約書 ・検食に関する記録 ・委託契約書 ・給食会議議事録
☆施設が自ら実施すべき業務		
①栄養管理（給食委員会の運営、献立表作成基準の作成、献立表の確認、食数の注文・管理、食事箋の管理、嗜好調査等の企画・実施、検食の実施・評価など） ②調理管理（作業仕様書の確認、管理点検記録の確認など） ③材料管理（食材の点検、食材の使用状況の確認） ④施設等管理（調理加工施設の設置・改修、使用食器の確認） ⑤業務管理（業務分担・従業者配置表の確認） ⑥衛生管理（衛生面の遵守事項の作成、衛生管理簿の点検・確認、緊急対応を要する場合の指示） ⑦労働衛生管理（健康診断実施状況等の確認）		
(7) 食事提供については、入所者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入所者の食事に的確に反映させるために、療養室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられているか。 (8) 入所者に対しては適切な栄養食事相談が行われているか。 (9) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士を含む会議において検討が加えられているか。 (10) 調理及び配膳に伴う衛生管理について、食品衛生法等関係法規に準じて行っているか。	適否 適否 適否 適否	
（ ・食事サービス従業者に対する管理 ・食品に対する管理 ・食品庫、冷蔵庫、消毒槽、汚水汚物及び防蝇、防鼠等 ）		

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>15 相談及び援助（準用）</p> <p>(1) 常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者及びその家族に対し、必要な相談及び助言その他の援助を行い得る体制をとっているか。</p> <p>(2) 認知症、障害等により判断能力が不十分な入居者に対し、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を入居者又は家族に紹介する等関係機関と連携し、入居者が成年後見制度を活用することができるよう支援に努めているか。</p> <p style="text-align: right;">【条例独自基準】</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 301(270),787(754),933(900),1279(1272)】 施設条例 20 条準用 居宅条例第 163 条準用 予防条例第 153 条準用 地密条例第 163 条準用 施設条例解釈第 4-4 居宅条例解釈第 2-8- (3) 地密条例解釈第 2-7 (4) ・入居者に関する書類 ・相談簿等</p>
<p>16 社会生活上の便宜の提供等(その他のサービスの提供)</p> <p>(1) ・教養娯楽に係る活動の機会を提供しているか。 ・入居者が自立的に行うこれらの活動を支援しているか。</p> <p>(2) ・郵便、証明書等の交付申請手続き等、必要に応じた代行業を原則としてその都度同意を得て実施しているか。 ・金銭に係るものは、事前に書面等により同意を得ているか。 また、代行業はその都度確認を得ているか。</p> <p>(3) ・入居者の家族との連携、入居者とその家族との交流等の機会の確保（会報の送付、行事参加の呼びかけ等）に努めているか。 ・面会場所、時間の設定等は適切であるか。</p> <p>(4) 入居者の外出の機会を確保するよう努めているか。 ※入居者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入居者に多様な外出の機会を確保するよう努めているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【赤 298,784,930,1279】 施設条例第 51 条 居宅条例第 179 条 予防条例第 167 条 地密条例第 187 条 ・設備台帳等 ・事業計画(報告)書 ・代行取扱の要領 ・同意に関する記録 ・確認を得た文書 ・入居者に関する書類 ・面会記録 老計発 0331004</p>
<p>17 機能訓練（準用）</p> <p>(1) ・入居者の心身の状況等に応じて、適切な機能訓練を実施しているか。 ・日常生活の中での機能訓練、レクリエーション、行事の実施等を通じた訓練についても配慮しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 301(270),787(755),933(901),1279(1272)】 施設条例第 22 条準用 居宅条例第 161 条準用 予防条例第 151 条準用 地密条例第 165 条準用 ・訓練に関する記録 ・訓練に関する日誌 老計発 0331004</p>
<p>18 栄養管理 ※令和6年3月31日までの間は、努力義務</p> <p>(1) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成しているか。</p> <p>(2) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録しているか。</p> <p>(3) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直しているか。</p> <p>(4) 管理栄養士を配置しているか。</p> <p>(5) 栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、(1)から(3)について、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 787(755)、933(901)】 【緑 1007】 施設条例第 22 条の 2 地密条例第 165 条の 2 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和3年3月16日老認発0316第3号、老老発0316第2号） ・栄養ケア計画 ・栄養状態の記録</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>19 口腔衛生の管理 ※令和6年3月31日までの間は、努力義務</p> <p>(1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行っているか。</p> <p>(2) (1)の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に当該計画を見直しているか。</p> <p>また、計画には次の事項を記載しているか。</p> <p>①助言を行った歯科医師 ②歯科医師からの助言の要点 ③具体的方策</p> <p>④当該施設における実施目標 ⑤留意事項・特記事項</p> <p>(3) 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、介護職員に対する口腔清掃等に係る技術的助言及び指導又は(2)の計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行っているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 787(755), 933(902)】 【緑 1014】 施設条例第 22 条の 3 地密条例第 165 条の 3 リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 3 年 3 月 16 日老認発 0316 第 3 号、老老発 0316 第 2 号）</p> <p>・技術的助言及び指導の記録 ・口腔衛生の管理体制の係計画</p>
<p>20 健康管理（準用）</p> <p>(1) 医師・看護職員は常に入居者の健康管理に努め、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとっているか。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 301(270),787(756), 933(903)】 施設条例第 23 条準用 居宅条例第 162 条準用 予防条例第 152 条準用 地密条例第 166 条準用 ・看護に関する日誌 ・入居者に関する文書</p>
<p>21 入居者の入院期間中の取扱い（準用）</p> <p>(1) ・退院予定時期について入院先の主治医に確認等しているか。</p> <p>・入院後概ね3月以内に退院することが見込まれる場合、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後円滑に再入居できるようにしているか。</p> <p>(2) 短期入所生活介護事業等に利用する場合再入居を考慮したベッド利用となっているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 787(567),933(903)】 施設条例第 24 条準用 地密条例第 167 条準用</p> <p>・入居者に関する書類 ・診断書等 ・短期入所に係るベッド利用計画書 ・入院者の名簿 老計発 0331004</p>
<p>22 入居者に関する市町村への通知（準用）</p> <p>(1) 入居者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p>①正当な理由なしにサービスの利用に関する指示等に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき認められるとき。</p> <p>②偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>適否</p>	<p>【赤 301(271),787(757), 933(903),1278(1266)】 施設条例第 25 条準用 居宅条例第 27 条準用 予防条例第 52 条の 3 準用 地密条例第 29 条準用 ・市町村に送付した通知</p>
<p>23 緊急時等の対応</p> <p>(1) 緊急時等のために、配置医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めているか。</p> <p>(2) 緊急時等のために、配置医師による対応その他の方法による対応方針を定めているか。</p> <p>〔対応方針に定める規定の例 緊急時の注意事項、病状等についての情報共有の方法 曜日や時間帯等ごとの医師との連携方法、診察を依頼するタイミング等〕</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(271), 787(757), 933(903), 1279(1272)】 施設条例第 25 条の 2 準用 居宅条例第 165 条準用 予防条例第 141 条準用 地密条例第 167 条の 2 準用</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>2.4 管理者による管理</p> <p>(1) 管理者は専ら当該施設の職務に従事する常勤者か。 ただし、以下の場合で当該施設の管理上支障がない場合は、他の職務を兼ねることができる。 ①当該施設の従業者としての職務に従事する場合 ②同一敷地内にある他の事業所、施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる場合 ③サテライト型居住施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p>(2) 管理者は、社会福祉法第19条1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であって、規則で定めるものであるか。 【条例独自基準】 ※規則で定めるもの (1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者 ア 法律第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設 イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業 ウ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設 エ 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業又は同号ロに規定する第1号通所事業 (2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 258,787(757) 933(904),1262】 施設条例第26条準用 居宅条例151第 予防条例第171条 地密条例第168条準用 ・組織図 ・職務分担表 ・運営規程 老計発 0331004</p>
<p>2.5 管理者の責務</p> <p>(1) 管理者は当該施設の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 301(52),787(757), 933(904),1278(1268)】 施設条例第27条準用 居宅条例第57条準用 予防条例第54条準用 地密条例第61条の11準用 ・組織図 ・業務日誌等</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>2.6 計画担当介護支援専門員の責務</p> <p>計画担当介護支援専門員は、「12 施設サービス計画の作成」に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>① 入居申込者の入居に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>② 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。</p> <p>③ その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うこと。</p> <p>④ 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。</p> <p>⑤ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</p> <p>⑥ 苦情の内容等を記録すること。</p> <p>⑦ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。</p>	適否	【赤 787(758),933(904)】 施設条例第 28 条準用 地密条例第 169 条準用
<p>2.7 運営規程</p> <p>(1) 運営規程に次に掲げる重要事項の内容が記載されているか。</p> <p>① 施設（事業）の目的及び運営の方針</p> <p>② 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>③ 入居（利用）定員</p> <p>④ ユニットの数及びユニットごとの入居（利用）定員</p> <p>⑤ 入居者に対する指定介護福祉施設サービス（指定短期入所生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>⑥ 通常の送迎の実施地域</p> <p>⑦ 施設の（サービス）の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時、事故発生時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 身体的拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続き 【条例独自基準】</p> <p>⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑫ 成年後見制度の活用支援 【条例独自基準】</p> <p>⑬ 苦情解決体制の整備 【条例独自基準】</p> <p>⑭ その他施設の運営に関する重要事項</p>	適否	【赤 301(271),785,930,1277】 施設条例第 52 条 居宅条例第 180 条 予防条例第 160 条 地密条例第 188 条 ・ 運営規程

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>28 勤務体制の確保等</p>		<p>【赤 299,785,931,1277】</p>
<p>(1) 適切なサービスを提供できるよう従業員の勤務体制を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。 ・夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置しているか。 ・ユニットごとにユニットケアリーダー研修を受講した常勤のユニットリーダーを配置しているか。 <p>（ユニットリーダーについて、当面は施設に2名以上（2ユニット以下は1名）研修受講者を配置し、受講者の配置のないユニットには責任者を定めること。）</p> <p>この場合においてユニット型指定（地域密着型）介護老人福祉施設と、ユニット型指定（地域密着型）介護老人福祉施設に併設するユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護事業所とは同一のものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: right;">【条例独自基準】</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>施設条例第53条 居宅条例第181条 予防条例161条 地密条例第189条 施設条例解釈第4-8 居宅条例解釈2-6-（2）参照 地密条例解釈第2-7-（4）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・勤務表 ・業務委託契約書 ・研修計画出張命令・研修会資料 ・研修受講修了証
<p>(2) 勤務体制が勤務表（原則として月ごと）により明確にされているか。（勤務計画が作成されているか。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月ごとに勤務計画表・勤務実績表が作成されているか。 ・必要事項（日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等の配置、管理者との兼務関係等）が記載されているか。 	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>老計発 0331004</p>
<p>(3) 勤務体制を定めるにあたっては、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。</p> <p>(4) 当該事業所の従業員によってサービスの提供が行われているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理、洗濯、清掃等業務委託を行っている場合、その内容は適切か。 <p>(5) 従業員の資質向上のため、内部の研修会や他で実施される研修会に参加させているか。</p> <p>(6) (5)の研修には、高齢者の人権擁護や虐待防止等、「高齢者虐待防止法」の趣旨を踏まえた内容を含めているか。 【条例独自基準】</p> <p>(6) 全ての従業員（医療・福祉関係の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。</p> <p>また、新たに採用した者については、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させているか。</p> <p>※医療・福祉関係の資格</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等</p> <p>※令和6年3月31日までの間は、努力義務。</p> </div>	<p>適 否</p>	
<p>(7) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。 ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発しているか。 ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。 <p>※令和4年3月31日までの間は、努力義務。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>29 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定しているか。</p> <p>① 感染症に係る業務継続計画について、以下の内容を含めて策定しているか。</p> <p>イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</p> <p>ロ 初動対応</p> <p>ハ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</p> <p>② 災害に係る業務継続計画について、以下の内容を含めて策定しているか。</p> <p>イ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</p> <p>ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</p> <p>ハ 他施設及び地域との連携</p> <p>(2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施しているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 301(277), 787(763), 933(908), 1278(1268)】 施設条例第 30 条の 2 準用 居宅条例第 32 条の 2 準用 予防条例第 55 条の 2 の 2 準用 地密条例第 33 条の 2 準用</p>
<p>30 定員の遵守</p> <p>(1) 入居定員及び居室の定員は守られているか。</p> <p>・定員超過利用のやむを得ない事情</p> <p>① 災害</p> <p>② 虐待</p> <p>③ 老人福祉法により市町村が行った措置による場合</p> <p>④ 入院者が当初予定より早期に再入居が可能となり、その時点で満床であった場合（空床型短期利用を含む）</p> <p>⑤ 近い将来本体入所が見込まれる者が家族の急遽入院等事情を勘案して入所することが適当と認められる場合 (③～⑤は一時的・特例的な取扱いであり速やかに超過を解消する必要がある。)</p> <p>・利用者の状況や利用者の家族等の事情</p> <p>① 居室以外の静養室において指定短期入所生活介護を行っている場合、以下の②～⑥を満たしているか。</p> <p>② 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めている利用者であるか。</p> <p>③ 居宅サービス計画に位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であるか。</p> <p>④ 当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないと認められるか。</p> <p>⑤ 当該利用者に対する指定短期入所生活介護の提供は7日（家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合14日）までとしているか。</p> <p>⑥ 利用定員を超えて受け入れる利用者数は、1人（利用定員が40人未満である場合）又は2人まで（利用定員が40人以上である場合）としているか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【赤 301, 787, 932, 1278】 施設条例第 54 条 居宅条例第 182 条 予防条例第 162 条 地密条例第 190 条 ・入居者名簿 ・緊急性を判断するに際しての記録 ③～⑤は通所介護費等の算定方法の10 ⑥は【青 761】</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(7)・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、幅広い職種により構成する感染対策委員会（事故防止検討委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。）をおおむね3月に1回以上、定期的を開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、平常時の対策（衛生管理、感染対策等）及び発生時の対（発生状況の把握、感染拡大の防止、関係機関との連携、医療処置、行政への報告等）を規定しているか。</p> <p>・指針に基づいた感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修プログラムを作成し、年2回以上定期的に開催しているか。</p> <p>また、新規採用時にも開催しているか。</p> <p>・感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、従業者に対する指示、関係機関との連携、各有症者に講じた措置及びその記録、保健所等への報告等を速やかに行う体制を構築しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	
<p>3.3 協力病院等（緊急時の対応）</p> <p>(1) 緊急時の主治医等への連絡体制、連絡方法が整備されているか。</p> <p>(2) 協力病院は近距離か。</p> <p>(3) 協力歯科医療機関を定めるように努めているか</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 301(271), 788(767), 933(912), 1278(1266)】 施設条例第 34 条準用 地密条例第 174 条準用 ・ 掲示板・契約書 ・ 緊急時対応マニュアル 老計発 0331004</p>
<p>3.4 掲 示 [掲示場所確認]</p> <p>(1)・重要事項を施設の見やすい場所に掲示しているか。又は、施設へ備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させているか。 （記載事項、文字の大きさ、掲示方法等）</p> <p>・掲示事項はすべて掲示されているか。</p> <p>①運営規程の概要（重要事項に関する規程の概要）</p> <p>②従業者の勤務体制</p> <p>③事故発生時の対応</p> <p>④苦情処理の体制</p> <p>⑤提供するサービスの第3者評価の実施状況 （実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</p> <p>⑥協力病院</p> <p>⑦利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 301(281),787(767), 933(913),1278(1224)】 施設条例第 35 条準用 居宅条例第 34 条準用 予防条例第 55 条の 4 準用 地密条例第 35 条準用</p>
<p>3.5 秘密保持等（準用）</p> <p>(1) 入居者のプライバシーに係る記録を適切に管理しているか。</p> <p>(2) 秘密保持のため、必要な措置を講じているか。（例えば、就業規則に盛り込むなど雇用時の取り決め等を行っているか。）</p> <p>(3)・サービス担当者会議など部外で個人情報をを用いる場合は、あらかじめ入居者（家族）に適切な説明（利用の目的、配布される範囲等）がなされ、文書による同意を得ているか。</p> <p>・同意内容以外の事項まで情報提供していないか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 301(282),788(768), 933(913),1278(1224)】 施設条例第 36 条準用 居宅条例第 35 条準用 予防条例第 55 条の 5 準用 地密条例第 175 条準用 ・ 就業時の取り決め等の記録 ・ 入居者（家族）の同意に関する記録 ・ 実際に使用された文書等（会議資料等） 老計発 0331004</p>
<p>3.6 広 告</p> <p>(1)・誤解を与えるような紛らわしい表現はないか。（誇大）</p> <p>・ 広告のサービスが運営規程等と整合しているか。（虚偽）</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 301(282),787(768), 933(913),1278(1224)】 施設条例第 37 条準用 居宅条例第 36 条準用 予防条例第 55 条の 6 準用 地密条例第 37 条準用 ・ ポスター ・パンフレット</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>37 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</p> <p>(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、施設（サービス）を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(282),788(768),933(914),1278(1225)】 施設条例第 38 条準用 居宅条例第 37 条準用 予防条例第 55 条の 7 準用 地密条例第 176 条準用</p>
<p>38 苦情処理</p> <p>(1) ・ 苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ・ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該施設における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを入居者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示する等しているか。 ・ 苦情に対して速やかに対応しているか。また、利用者に対する説明は適切か。</p> <p>(2) 苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しているか</p> <p>(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。</p> <p>(4) 市町村の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p> <p>(6) 国保連の調査に協力し、指導又は助言を受けた場合に改善を行っているか。</p> <p>(7) 国保連からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国保連に報告しているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(283),787(769),933(914),1278(1225)】 施設条例第 39 条準用 居宅条例第 38 条準用 予防条例第 55 条の 8 準用 地密条例第 39 条準用 〔苦情処理方法について具体的な方法及び過去 1 年間の苦情の状況を確認〕 ・ 苦情に関する記録 ・ 苦情処理マニュアル ・ 掲示物 ・ 指導等に関する記録 老計発 0331004</p>
<p>39 地域との連携等</p> <p>(1) 地域住民又はその他自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。</p> <p>(2) 入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p><地域密着のみ></p> <p>(3) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員又は所在地を管轄する地域包括センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知を有する者等により構成される協議会（以下「運営会議」という）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。</p> <p>(4) (3)項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(283),787(770),933(915),1278(1225)】 施設条例第 40 条準用 居宅条例第 168 条、第 39 条準用 予防条例第 144 条、第 55 条の 9 準用 地密条例第 61 条の 17 ・ 地域交流に関する記録 ・ 苦情に関する記録・指導等に関する記録 (3)、(4)は老計発 0331004</p>
<p>40 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1) 介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針を定めた事故発生の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>(2) 介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるために、事実の報告その分析を通じた改善策の従業者に対する周知徹底する体制が整備されているか。</p> <p>(3) 介護事故発生の防止及び再発防止のため、幅広い職種により構成する事故防止検討委員会（感染対策委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。）を定期的開催しているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(283),788(771),933(915),1278(1225)】 施設条例第 41 条準用 居宅条例第 40 条準用 予防条例第 55 条の 10 準用 地密条例第 177 条準用 ・ 指針 ・ 連絡体制図 ・ 事故記録 ・ 委員会の記録 ・ 研修の記録</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>(4) <u>指針に基づいた介護事故発生の防止及び再発防止のための研修プログラムを作成し、定期的</u>に開催しているか。 <u>また、新規採用時にも開催</u>しているか。</p> <p>(5) 事故発生を防止するための体制として、(1)から(4)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。 ※令和3年9月30日までの間は、努力義務。</p> <p>(6) 事故が発生した場合、市町村、家族、<u>居宅介護支援事業者等</u>への連絡等必要な措置を講じているか。</p> <p>(7) (6)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p> <p>(8) 賠償すべき事態が生じた場合、速やかに損害賠償を行っているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>老計発 0331004</p>
<p>4.1 虐待の防止 ※令和6年3月31日までの間は、努力義務。</p> <p>(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備しているか。 また、以下の項目を盛り込んでいるか。 イ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ロ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施しているか。 また、新たに採用した者に対しても、研修を実施しているか。</p> <p>(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(284), 787(773), 933(917), 1278(1226)】 施設条例第41条の2 居宅条例第40条の2 予防条例第55条の10の2 地密条例第41条の2</p>
<p>4.2 会計の区分</p> <p>(1) ・事業所ごとの区分か。 ・<u>指定（地域密着型）介護老人福祉施設（指定短期入所生活介護事業）の会計は独立した一つの会計の区分となっているか。</u></p> <p>(2) 指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針に沿った会計処理となっているか。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(284), 787(77), 933(920), 1278(1226)】 施設条例第42条準用 居宅条例第41条準用 予防条例第55条の11準用 地密条例第42条準用 ・会計関係書類 (2)は8号通知</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>4 3 記録の整備（準用）</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 入居者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。【条例独自基準】</p> <p>① 施設サービス（短期入所生活介護）〔介護予防短期入所生活介護〕＜地域密着型施設サービス <p>② 施設条例 13 条 2 項（居宅条例 19 条 2 項〈準用〉）〔予防条例 51 条の 13 第 2 項〈準用〉〕＜地密条例第 157 条第 2 項〉に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 施設条例 16 条 5 項（居宅条例 157 条 5 項〈準用〉）〔予防条例 140 条 2 項〈準用〉〕＜地密条例第 159 条 5 項〉に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 施設条例 25 条〈準用〉（居宅条例 27 条〈準用〉）〔予防条例 52 条の 3〈準用〉〕＜地密条例第 29 条〉に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤ 施設条例 39 条 2 項〈準用〉（居宅条例 38 条 2 項〈準用〉）〔予防条例 55 条の 8 第 2 項〈準用〉〕＜地密条例第 39 条 2 項〉に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 施設条例 41 条 3 項（居宅条例 40 条 2 項〈準用〉）〔予防条例 55 条の 10 第 2 項〈準用〉〕＜地密条例第 177 条 3 項〉に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録</p> <p>⑦ 施設条例第 30 条第 1 項（居宅条例第 110 条第 1 項）〔予防条例 124 条の 2 第 1 項〈準用〉〕＜地密条例第 171 条第 1 項〉に規定する勤務の体制等の記録 【条例独自基準】</p> <p>⑧ 法律第 40 条〔法律第 52 条〕に規定する介護給付〔予防給付〕及び施設条例第 14 条第 1 項から第 3 項（居宅条例第 156 条第 1 項から第 3 項）〔予防条例第 139 条第 1 項から第 3 項〕＜地密条例第 158 条第 1 項から第 3 項〉までに規定する利用料等に関する請求及び受領等の記録【条例独自基準】</p> <p>＜地域密着のみ＞</p> <p>⑨ 地密条例第 107 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> </p>	<p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【赤 301(287),788(776),933(920),1278(1268)】</p> <p>施設条例第 43 条準用 居宅条例第 169 条準用 予防条例第 145 条準用 地密条例第 178 条準用</p> <p>・従業者に関する名簿 ・履歴書</p>
<p>第 6 変更の届出等</p> <p>当該指定に係る事業所の名称及び所在地、又は開設者の住所等に変更があったときは、10 日以内に、その旨を届出ているか。</p>	<p>適否</p>	<p>法律 75 条、78 条の 5、89 条、115 条の 5、 規則 131 条、131 条の 12、 13、135 条、140 条の 19 ・変更届書類</p>
<p>第 7 介護給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本的事項</p> <p>(1) 介護給付費単位数表により適切に算定しているか。</p> <p>(2) 地域区分は適切か。</p> <p>(3) 端数処理は適切か。</p>	<p>適否</p> <p>適否</p> <p>適否</p>	<p>【青 378,751,901,1363】</p> <p>【19 号告示、126 号告示、21 号告示、1 通所介護費等の算定方法、留意事項通知第 2-1(1)】</p> <p>・施設サービス（短期入所生活介護）計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・給付管理表 ・サービス提供票・別表</p>

確認事項	適否	確認書類・根拠
<p>2 介護福祉施設サービス（短期入所生活介護費）</p> <p>ユニット型（地域密着型）介護福祉施設サービス費及びユニット型旧措置入所者介護福祉サービス費（短期入所生活介護費）</p> <p>(1) 施設基準に従い、入居者の要介護状態区分に応じて適切に算定しているか。</p> <p>(2) 特例利用（指定短期入所生活介護事業所の空床を利用した指定介護福祉施設サービスの提供）がある場合適切に算定されているか。</p> <p>(3) 月平均の入居者の数（小数点以下切り上げ）が運営規程に定められている入居定員を超えている場合又は介護職員、看護職員 若しくは介護支援専門員の員数が基準を満たしていない場合は、70/100 で算定しているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>・施設サービス（短期入所生活介護）計画書</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・給付管理表</p> <p>・届出書（写）</p> <p>・緊急性を判断するに際しての記録</p>
<p>3 連続した利用</p> <p>(1) 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合に、31 日以降について短期入所生活介護費を算定していないか。</p>	<p>適 否</p>	<p>【青 398,1374】</p>
第 8 その他		
<p>1 業務管理体制</p> <p>(1) 業務管理体制整備に関する届け出を行っているか。</p> <p>・いつ行ったか。（ 年 月 日）</p> <p>(2) 届け出ている場合、法令遵守責任者名が従業者に周知されているか。</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 1545】</p> <p>業務管理体制届出書</p>
<p>2 介護サービス情報の公表</p> <p>(1) 当該年度の報告依頼通知があった時、介護サービス情報公表システムの入力を行っているか。</p> <p>・いつ行ったか。（ 年 月 日）</p> <p>(2) 当該年度に修正があった場合入力を行っているか。</p> <p>・いつ行ったか。（ 年 月 日）</p>	<p>適 否</p> <p>適 否</p>	<p>【赤 1562】</p> <p>・介護保険法第 115 条の 35</p> <p>・介護サービス情報公表システム</p>